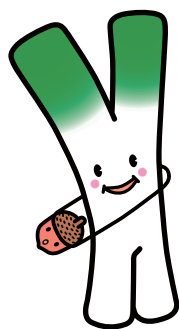


第1部 序論



米子市のイメージキャラクター

ネギ太

米子市の弓ヶ浜地区生まれ。
性格は温厚だが、ちょっと気弱なところも。新しい米子市が誕生した平成17(2005)年3月31日にネギ子と結婚。

1 総合計画とは

本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政運営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、本市の各分野におけるまちづくりの計画のなかでもっとも上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

2 計画策定の趣旨

本市は、平成17(2005)年3月の合併後、平成18(2006)年6月に「新米子市総合計画」を、また平成23(2011)年7月に「第2次米子市総合計画」を策定し、市の将来像に掲げた「生活充実都市・米子」のさらなる発展をめざして、市民のみなさんと行政が一体となって、まちづくりに取り組んできました。

一方、この間のわが国の社会経済状況は、少子高齢化や人口減少のいっそうの進展、経済の長期停滞、自然災害をはじめとするさまざまな危機の発生、また、それに伴う危機管理意識や資源・エネルギーに対する環境保全意識の高揚など、予想を上回るスピードで変化しました。

また、地方分権改革に基づく国と地方の関係の見直しや、これからの米子のまちづくりの考え方などを条例化した「米子市民自治基本条例」を平成24(2012)年3月に制定し、市民が主体となったまちづくりをよりいっそう推進していくことになりました。

このようななか、本市人口に目を向けると、転入超過による社会動態の増加傾向は続いているものの、自然動態の減少数が拡大したことから減少基調に転じ、今後、人口減少が顕著化してくることが予測されます。

こうした環境の変化のなかで、今日の課題をとらえ直し、これからの時代に即したまちづくりを推進するため、「第2次米子市総合計画」の終了年度に合わせ、『米子市民自治基本条例』第24条の規定に基づき、新たな総合計画を策定することとしました。

この計画は、本市の将来像「生活充実都市・米子」の実現にむけ、今後の中長期にわたるまちづくりの指針として、市政運営を図るための方策を示したものとして策定することとします。

3 計画の名称

この計画の名称は、「第3次米子市総合計画」とします。

未来へむけてさらなる発展をめざす米子の『あした』と、まちづくりの主役である『ひと』と一人ひとりの豊かな『こころ』、そしてずっと住み続けたい『ふるさと』米子が、引き続き、『いきいき』としたものであり続けるよう、「第3次米子市総合計画」を「米子いきいきプラン2016」という愛称で呼ぶことにします。

4 計画の構成と計画期間

「第3次米子市総合計画」は、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

市政推進の長期的展望に立ちながら、「市の将来像」を描き、その姿を実現するため4つの「まちづくりの目標」と「基本構想を推進するための取組方針」を設定し、目標を実現していくために必要な35の「まちづくりの基本方向」を示したものとします。

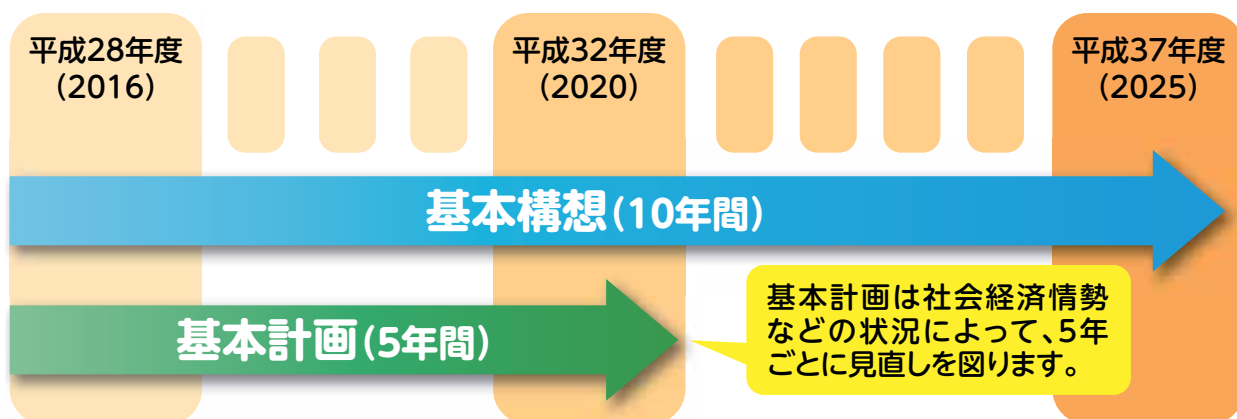
基本構想の計画期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とし、目標年度は、平成37（2025）年度とします。

(2) 基本計画

基本構想で描いた市の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの基本方向を受けて、それらを実現していくために必要な「計画目標」や「主な施策」、「数値目標」などを示したものとします。

本計画では、91項目の基本計画を示しています。

基本計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とし、目標年度は、平成32（2020）年度とします。



5 時代の潮流・背景

計画策定の前提として、まちづくりを進めていくうえで、考慮すべき「時代の潮流・背景」を明らかにしておく必要があります。これらの動きを十分踏まえたうえで、それらに応じた取組を推進していくことが必要です。

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

わが国の総人口は、平成22（2010）年の国勢調査では、約1億2,806万人でしたが、少子高齢化の進行とともに長期の人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成42（2030）年の1億1,662万人を経て、平成72（2060）年には8,674万人と、現在の6割台まで減少すると推計されています。

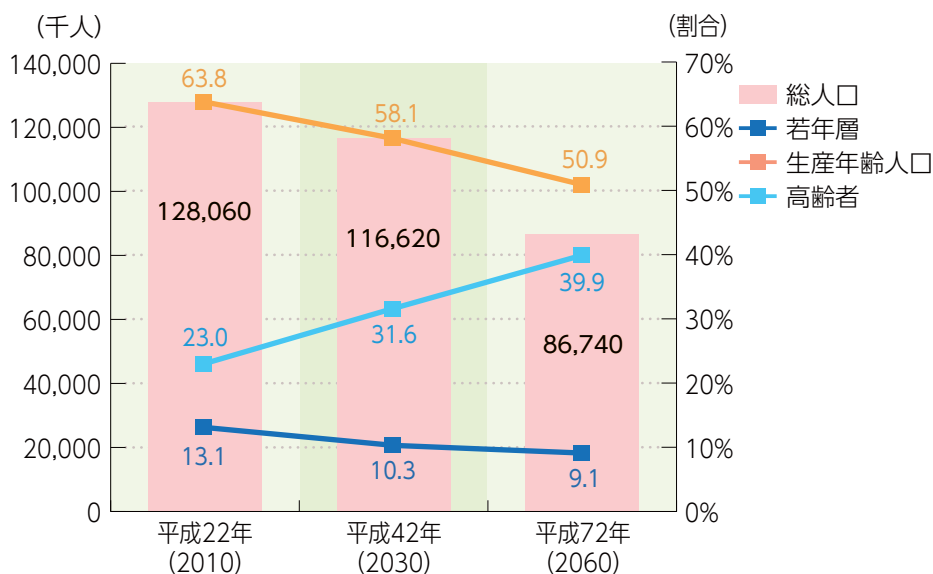
若年者（15歳未満）の人口割合は、平成22（2010）年の13.1%から減少を続け、平成42（2030）年には10.3%、平成72（2060）年には9.1%まで減少すると推計されています。

また、生産年齢（15～65歳未満）人口の割合も、平成22（2010）年の63.8%から減少を続け、平成42（2030）年の58.1%を経て、平成72（2060）年には現在の水準よりおよそ13ポイント低い50.9%になると推計されています。

一方、高齢者（65歳以上）人口の割合は、平成22（2010）年には23.0%と世界最高水準にまで達していますが、今後も上昇し、平成42（2030）年には31.6%、平成72（2060）年には39.9%へと拡大していくと推計されています。

人口減少や人口構造の変化は、地域の過疎化・空洞化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会の活力低下や経済成長へのマイナス影響が懸念されています。

「子ども・子育て支援新制度」などの少子化対策や、在宅を基本とした地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）などの高齢社会への対応、「まち・ひと・しごと創生」による人口減少対策の実施など、国と地方自治体が相互に連携・協力しながら、必要な施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。



(2) まち・ひと・しごと創生(地方創生)の推進

我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目的に、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生は、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」と「東京一極集中の歯止め」、「地域の特性に即した地域課題解決」を基本的視点とし、①地方への新しいひとの流れをつくる、②地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る、⑤地域と地域を連携する、ことを検討し、その実現を図るため、国や地方自治体が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなりました。

まち・ひと・しごと創生の推進にあたっては、国と地方自治体が相互に連携・協力しながら、国民一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成(「まち」の創生)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(「ひと」の創生)、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出(「しごと」の創出)に関する施策を、総合的かつ計画的に実施することが求められています。

(3) 経済環境の変化と地方財政の深刻化

わが国の経済は、累次にわたる経済対策や平成32(2020)年の東京オリンピックの開催決定などの影響により、一部の都市圏では回復の兆しをみせていますが、地方への波及には時間を要しています。

こうした状況のなか、地方の財政状況は、少子高齢化、人口減少による生産年齢人口(15歳~65歳未満)の減少に伴う税収の減少や、合併自治体においては普通交付税合併算定替の特例措置の段階的縮小などにより歳入は減少傾向が続く見通しです。

一方、歳出については、社会保障費の増大や高度経済成長期以降に整備された道路・橋梁・上下水道などの社会資本の多くは老朽化が進んでおり、今後それに伴う維持と更新費用が集中する時期をむかえることから、ますます厳しさを増すことが予想されます。

このため、地方自治体の財政運営は、財源の安定的な確保を図りながら、選択と集中によって限られた財源を有効に活用し、最小の経費で、最大の効果を発揮する努力が必要となります。

(4) 甚大化する自然災害対策とさまざまな危機に対する安心・安全意識の高まり

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災をはじめ、異常気象による大型台風の上陸や予測困難な局地的大雨、火山の噴火などの局地的な自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生し、大きな被害を与えています。

国は、平成25(2013)年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する「国土強靱化基本法」を施行し、平成26(2014)年3月に国土強靱化基本計画を定めました。首都直下地震対策や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しによる危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電所でひとたび事故が発生すれば広い地域に深刻な被害をもたらす可能性があることや、事故対応の難しさが明らかとなり、防災対策や災害時の危機管理のあり方など原子力災害対策の充実が求められています。

さらに、高齢者を狙った詐欺やインターネット犯罪など社会情勢の変化に起因する犯罪や悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。また、有効な治療法が確立されていない感染症の流行や世界各地で起こる紛争やテロなどの脅威も発生しています。さまざまな危機に対応できる安心で安全なまちづくりが求められています。

(5) 個人の価値観・ライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟、国際化の進展、情報通信技術の発達などに伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化しています。

とりわけ、個人の価値観においては、物の豊かさより心の豊かさを重視する人々が増えてきています。心の豊かさを実感する条件は人によってさまざまですので、一人ひとりの価値観に応じた働き方や暮らし方などについて、多様な選択が出来る環境づくりが求められています。

このためには、心身の健康づくりやワークライフバランスの推進をはじめ、豊かな人間性を育む教育・文化振興などを進めていくことが必要です。

また、人口の流動化や核家族化の進展などによって、人間関係や地域社会へのかかわりが希薄化し、地域社会におけるコミュニティ機能が低下しています。しかし一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの重要性が再認識されています。

個人の価値観やライフスタイルの変化により多様化する市民ニーズや地域課題に対応するためには、これまで以上に市民の参画を促し、市民が主体となったまちづくりを推進する必要があります。

(6) 社会経済のグローバル化の進展

情報通信技術や交通・輸送手段の発達などにより、人やモノ、資本(金)、情報などが国境を越えて移動するグローバル化が進んでおり、我が国においては、今後とも観光や就業を目的とした外国人の訪日の増加が見込まれています。

社会経済の動きを見ると、先進諸国に行き詰まりが見られる一方、海外市場の中心は、広大な国土、豊富な天然資源、多くの人口を有する中国、インドなどの新興国、開発途上国にシフトしつつあり、国内産業の空洞化など国内の企業活動に大きな影響を与えています。

また、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)をはじめ、経済交流をより強固にするための経済連携や自由貿易の協定締結の動きが進むなど、特定の国や地域間の貿易の自由化の流れが加速しています。第1次産業などへの影響や国際競争(国際市場における国家間・企業間の競争)などに適切に対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、既存産業の高付加価値化や新産業の創出など国際競争力をもった産業の育成や、外国人観光客の誘致や海外市場をにらんだものづくり・販路開拓、国際感覚豊かな人材の育成など長期的な戦略をもって取組を進める必要があります。

(7) 高度情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・発展は、日常生活をはじめ社会活動・経済活動に大きな変化を与えています。

情報のデジタル化やブロードバンド環境の整備、インターネットの普及などにより、いつでも、どこでも、好きなときにさまざまな情報を受発信し、ウェブ上のコミュニティへの参加や商取引などが手軽に行えるようになり、特に、モバイルデバイス(スマートフォンやタブレット型の携帯端末)の普及により、誰もが、時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となりました。

情報通信技術の進歩は、防災や防犯、医療、福祉、産業、教育などさまざまな分野で市民福祉の向上や地域の活性化に活用され、その役割は大きくなってきていますが、一方では、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、運用コストの増大、職場や地域、家庭などでの人間関係の希薄化の要因などの課題や、さらにはインターネットを悪用した犯罪の増加をもたらすなど、それらの対策が必要になっていきます。

自治体行政においても、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から、情報通信技術の有効活用が進められており、あらゆる世代にとって安全で使いやすいサービスの構築が求められています。

(8) 環境問題への意識の高まりとエネルギー問題の顕在化

地球温暖化の深刻度が増しており、温室効果ガス削減にむけた取組が国際的に進められています。また、近年、目覚ましい経済成長を遂げている新興国においても大気汚染や水質・土壌の悪化などの環境問題が顕著化し、地球規模での環境悪化が進んでいます。地球環境問題が深刻化するなかで、環境負荷の少ない社会の構築を進める取組が求められています。

エネルギー政策については、平成23（2011）年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー需給のあり方を見直す機運が急速に高まり、エネルギーの多様な供給体制の構築が求められています。

自然環境の保全と活用を図りながら、自然と人が共生できる社会の構築とともに、省エネルギーのいっそうの推進や自然エネルギーの利用拡大により、地域でのエネルギー自給率を高め、原子力や化石燃料のみに依存しない自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築が求められています。

(9) 新たなステージをむかえた地方分権改革と市民が主体となったまちづくりの推進

平成12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、法律による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、基礎自治体への権限委譲などが進み、地方分権の基礎固めが行われました。

その一方、日本は成熟社会^①をむかえ、地域社会における諸課題はますます複雑化してきており、それぞれの地域の実情に即した柔軟な対応が必要になってきています。

このような段階にある今、地方分権改革は新たな局面をむかえており、これまでの地方分権改革の成果をいかしつつ、引き続き、「個性をいかし自立した地方をつくる」地方分権改革を着実に推進することが求められています。

また、「個性をいかし自立した地方をつくる」ためには、従来の「行政主導型」のまちづくりから、市民、団体、企業などが自ら主体となって地域自治に参画し、行政との適切な役割分担のもと、相互に責任をもちながら連携・協力し、政策形成における市民参画などを推進していくことが必要です。



①量的拡大のみを追求する経済成長が終息にむかうなかで、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。

6 まちづくりの基本指標

(1) 人口

① 総人口

平成22(2010)年の国勢調査によると、本市の人口は148,271人(男:70,133人、女:78,138人)でした。

人口推計は、平成27(2015)年に146,924人(男:69,522人、女:77,402人)となり、基本構想の目標年度である平成37(2025)年には、141,185人(男:66,852人、女:74,333人)と推計され、減少傾向が続くことが予測されます。

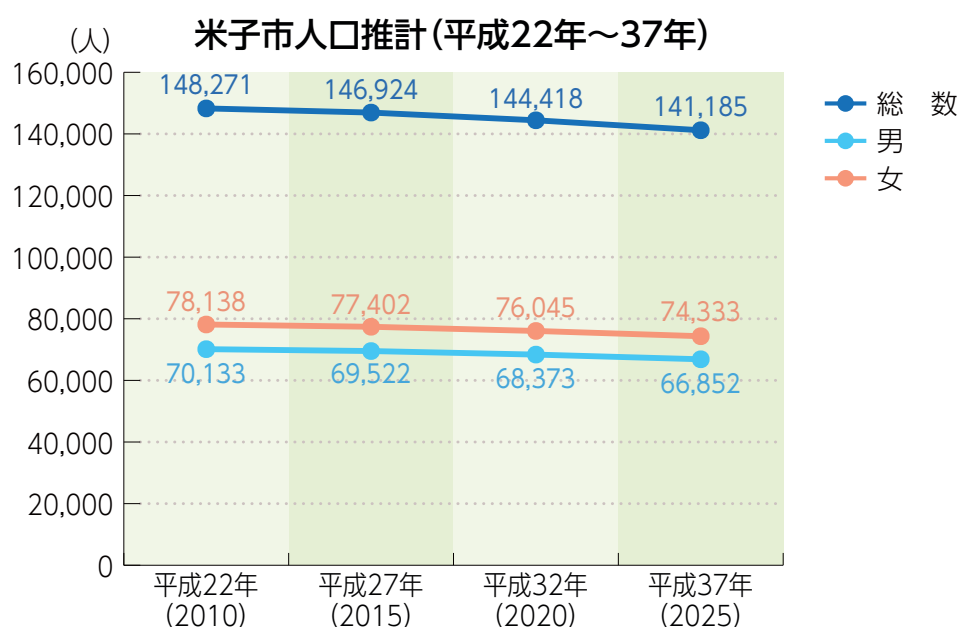
人口の将来推計

(単位：人)

区分	平成22(2010)年	平成27(2015)年	平成32(2020)年	平成37(2025)年
総数	148,271	146,924	144,418	141,185
男	70,133	69,522	68,373	66,852
女	78,138	77,402	76,045	74,333

※ 平成22(2010)年のデータは、国勢調査による。

※ 平成27(2015)年以降の推計データは、米子市が独自に推計したもの。(『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値)



② 年齢別人口

平成22(2010)年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口は、若年者人口が20,678人(14.3%)、生産年齢人口が88,910人(61.3%)、高齢者人口が35,379人(24.4%)でした。

年齢3区分別人口推計は、平成27(2015)年に、若年者人口が20,363人(13.9%)、生産年齢人口が85,565人(58.2%)、高齢者人口が40,996人(27.9%)となり、基本構想の目標年次である平成37(2025)年には、若年者人口が18,716人(13.3%)、生産年齢人口が79,207人(56.1%)、高齢者人口が43,262人(30.6%)と推計されます。

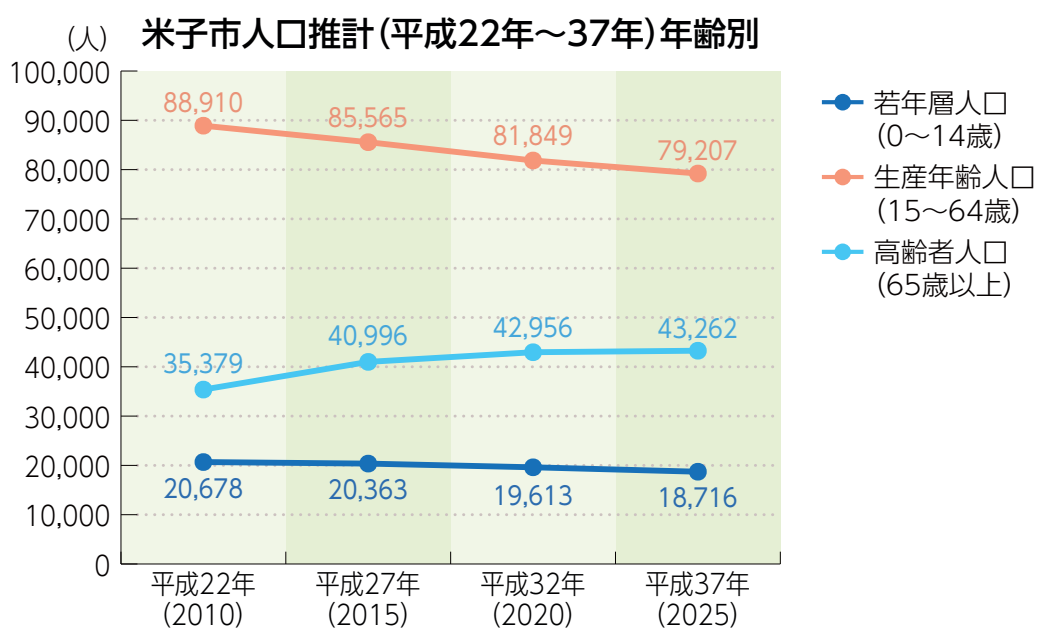
年齢階層別人口の将来推計

(単位：人、%)

区分	平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		平成37(2025)年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
合計	148,271	100.0	146,924	100.0	144,418	100.0	141,185	100.0
若年者人口 0～14歳	20,678	14.3	20,363	13.9	19,613	13.6	18,716	13.3
生産年齢人口 15～64歳	88,910	61.3	85,565	58.2	81,849	56.7	79,207	56.1
高齢者人口 65歳以上	35,379	24.4	40,996	27.9	42,956	29.7	43,262	30.6

※ 平成22(2010)年のデータは、国勢調査(人口合計は、年齢不詳者3,304人を含む)による。年齢階層別人口割合は、年齢不詳者を除いた人口で算出したもの。

※ 平成27(2015)年以降の推計データは、米子市が独自に推計したものの。(『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値)



③ 産業別就業人口

平成22(2010)年の国勢調査によると、本市の産業別人口は、総就業人口が71,185人で、第1次産業就業者が2,804人、第2次産業就業者が13,892人、第3次産業就業者が49,548人、分類不能の産業就業者が4,941人でした。

産業別就業人口推計は、平成27(2015)年には総就業人口69,316人で、第1次産業就業者が2,821人(4.1%)、第2次産業就業者が13,818人(19.9%)、第3次産業就業者が52,677人(76.0%)となり、基本構想の目標年次である平成37(2025)年には、総就業人口66,769人で、第1次産業就業者が2,953人(4.4%)、第2次産業就業者が12,339人(18.5%)、第3次産業就業者が51,477人(77.1%)と推計され、総就業人口は減少傾向が続くことが予測されますが、第1次産業就業者においては増加することが予測されます。

就業別人口の将来推計

(単位：人、%)

区 分	平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		平成37(2025)年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
第1次産業就業者	3,173 (2,804)	4.5	2,821	4.1	2,737	4.0	2,953	4.4
第2次産業就業者	14,879 (13,892)	20.9	13,818	19.9	12,973	19.1	12,339	18.5
第3次産業就業者	53,133 (49,548)	74.6	52,677	76.0	52,179	76.9	51,477	77.1
総就業人口	71,185	100.0	69,316	100.0	67,889	100.0	66,769	100.0

※ 平成22(2010)年のデータは、平成22(2010)年の国勢調査データをもとに、分類不能の産業就業者4,941人を構成比に応じて第1～3次産業に按分して算出したもの。()内は、国勢調査データ。

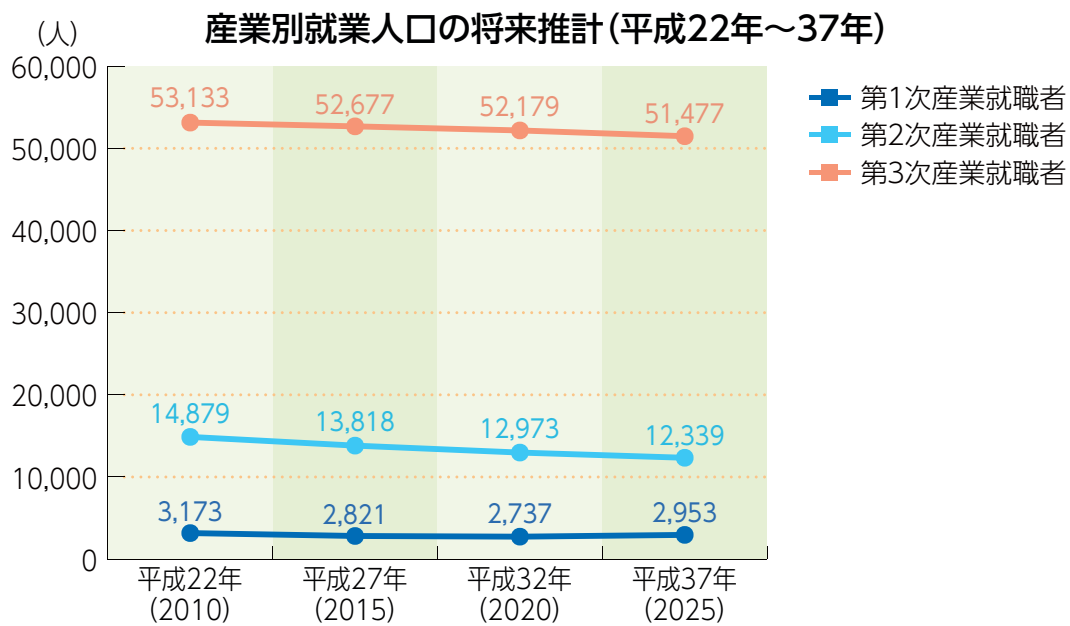
※ 平成27(2015)年以降の推計データは、『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値をもとに、米子市が独自推計したもの。

＜推計条件＞

- 平成17(2005)年と平成22(2010)年の国勢調査の産業ごとの男女別・年齢5歳階級別就業者数をもとに、将来人口を推計する際に利用するコーホート要因法^①に準じて推計。
- 平成17(2005)年から平成22(2010)年への変化率が、いずれの産業の男女別、年齢階級においても、先行き一定であると仮定。
- 新卒者が多い15～19歳、20～24歳については、人口比を入職率とし、将来推計人口から推計。
- 将来推計人口は、米子市独自推計の仮定値(基準人口は平成22(2010)年国勢調査人口、合計特殊出生率は1.68が続くと仮定、純移動率は社会移動が均衡すると仮定。)を用いて、国立社会保障・人口問題研究所と同様の推計手法を用いて推計。
- 平成17(2005)年、平成22(2010)年とも「分類不能の産業」の就業者数を構成比に応じて第1～3次産業に按分。



①コーホートとは、同様の性質をもつ集団のことで、人口推計では通常、同じ年に出生した人々の集団のことをいう。コーホート要因法は、各コーホートについて、「自然増減(出生と死亡)」および「純移動(転出入)」の2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。



④ 人口の将来展望【参考資料】 ※「米子がいな創生総合戦略」から抜粋

● 政策効果を想定した将来人口の推計

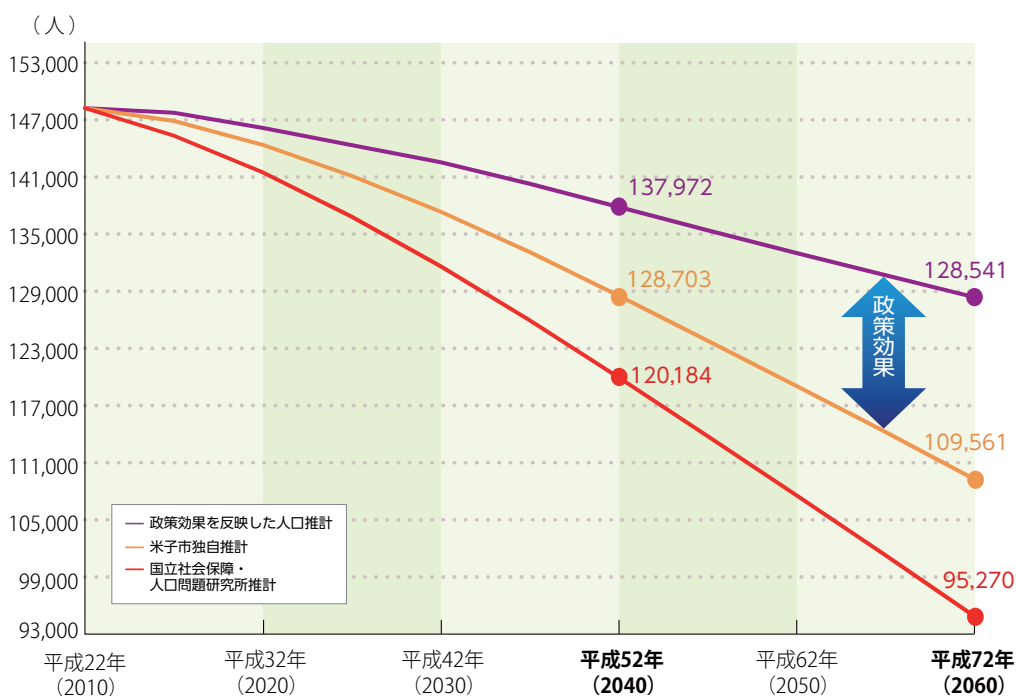
地方創生に取り組むことによる政策効果を反映させた将来人口の推計を行います。
合計特殊出生率と社会移動率の数値を、以下のとおり設定し推計しました。

《推計条件》	
◆基準人口	平成22(2010)年 10月1日現在(国勢調査)
◆合計特殊出生率	平成27(2015)年 1.78 平成32(2020)年 1.80 平成37(2025)年 1.94 平成42(2030)年 2.07(人口置換水準) その後一定と仮定
◆社会移動率	移住定住対策などの推進により期待される純移動率の増加を次のとおり仮定します。 ⇒若い世代 10~14歳→15~19歳、15~19歳→20~24歳、20~24歳→25~29歳の純移動率を米子市独自推計の移動率から一律2%ポイント上昇させます。 (5年間で400人程度の社会増)

政策効果を反映した人口推計

(単位：人)

区分	平成52(2040)年	平成72(2060)年
政策効果を反映した推計	137,972	128,541
米子市独自推計	128,703	109,561
国立社会保障・人口問題研究所推計	120,184	95,270



(2) 世帯数

平成22(2010)年の国勢調査によると、本市の世帯数は57,610世帯で、1世帯あたりの人員は2.57人でした。

核家族化の進行や単身世帯の増加などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあることから、総人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向で推移することが予測されます。

世帯数の推計は、平成27(2015)年に59,399世帯と3.1ポイント増加し、また、基本構想の目標年次である平成37(2025)年に60,748世帯と5.4ポイント増加すると推計されます。

世帯数の将来推計

(単位：世帯、人/世帯、人、%)

区分	平成22(2010)年	平成27(2015)年	平成32(2020)年	平成37(2025)年
世帯数	57,610	59,399	60,411	60,748
1世帯あたりの人員	2.57	2.47	2.39	2.32
総人口	148,271	146,924	144,418	141,185
割合(平成22年=100)	100.0	103.1	104.9	105.4

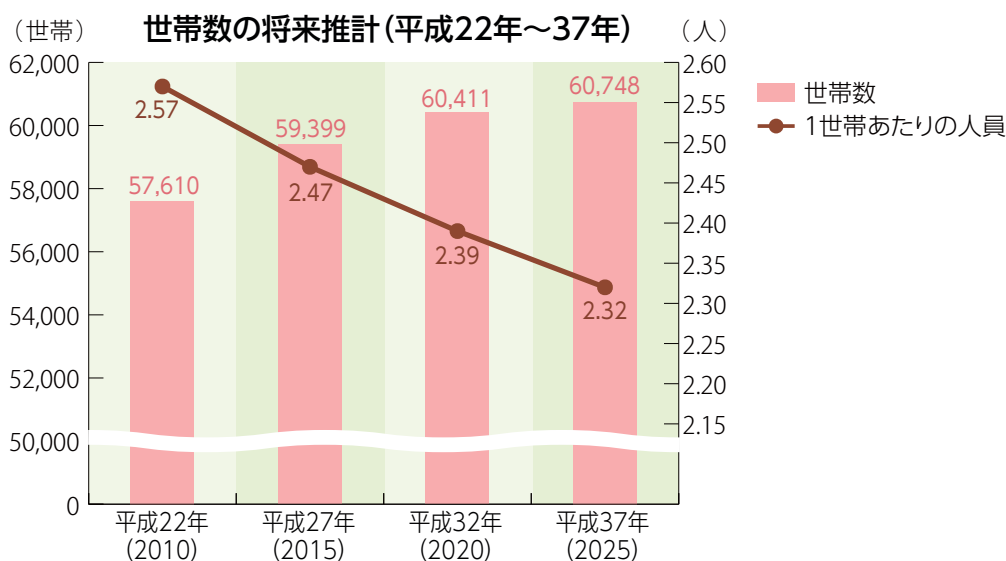
※ 平成22(2010)年のデータは、国勢調査による。

※ 平成27(2015)年以降の世帯数の推計は、『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値をもとに、米子市が独自推計したものの。

※ 平成27(2015)年以降の総人口の推計は、米子市が独自に推計したものの。(『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値)

《推計条件》

- 1世帯あたり人員は減少傾向にあるため、今後も同様な傾向で推移するものと仮定し、これまでの実績を延長し、将来の1世帯あたり人員を想定。
- 将来推計人口を1世帯あたり人員で割り、将来世帯数を推計。
- 将来推計人口は、米子市独自推計の仮定値(基準人口は平成22(2010)年国勢調査人口、合計特殊出生率は1.68が続くと仮定、純移動率は社会移動が均衡すると仮定。)を用いて、国立社会保障・人口問題研究所と同様の推計手法を用いて推計。

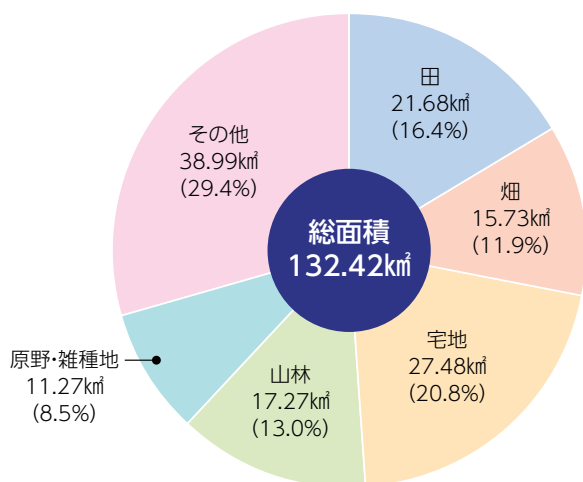


(3) 土地利用

土地は、市民が生活を営み生産活動を行うための貴重な資源であり、限りある財産です。したがって、この貴重で限りある土地は、将来にわたって市民生活や生産活動の基盤として、その有効活用に努めていかなければなりません。

また、自然環境の保全を図りつつ、都市的な土地利用と自然的な土地利用を明確に区分し、調和のとれた魅力的な都市の形成をめざします。

本市の総面積は132.42km²（鳥取県全体の3.8%）で、都市的土地利用のうち宅地は27.48km²（20.8%）、自然的土地利用のうち農用地は37.41km²（28.3%）、山林は17.27km²（13.0%）を占めています。



① 都市的土地利用^①

本市は、総面積132.42km²のうち115.58km²（87.3%）を都市計画法に基づく都市計画区域と定めており、米子境港都市計画区域（89.78km²、67.8%）と淀江都市計画区域（25.80km²、19.5%）の2つの都市計画区域があります。

都市的土地利用については、適正規模の市街地のもと、それぞれの地域に応じた土地利用を規制誘導することにより、都市機能の効率化と市街地の無秩序な拡大を抑制し、利便性と快適性に優れた都市形成に努めます。

② 自然的土地利用^②

本市には、平成17（2005）年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された中海をはじめ、白砂青松の弓ヶ浜半島、南東部にそびえる秀峰大山から延びるなだらかな丘陵地、さらに、市街地北部の畑地帯や南部の田園地帯が、これらの自然景観と調和して広がるなど、農林水産業や観光資源となる豊かな自然環境があります。

自然的土地利用については、今後とも、これらの資源の保全と賢明な利用に努めます。



- ①宅地（住宅用地・商業用地・工業用地）、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他の公的施設用地、その他の空き地。
②農地（田・畑）、山林、水面、その他自然地。

7 まちづくりアンケート調査の実施

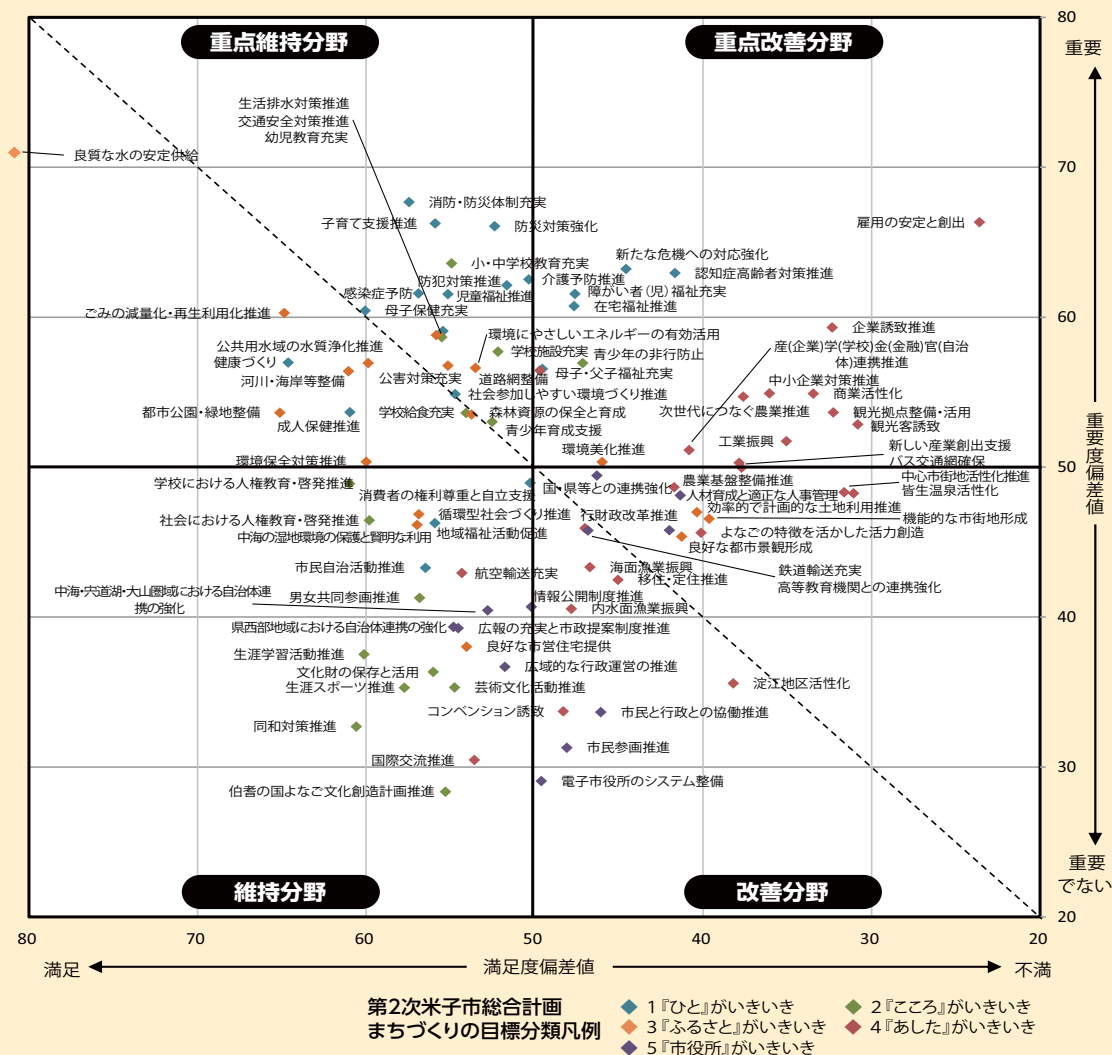
(1) 市民アンケート調査結果

平成25(2013)年5月から6月に、市民アンケートを実施(16歳以上の市民3,000人(無作為抽出)、有効回収数1,050件、有効回収率35.2%)し、第2次米子市総合計画に掲げる施策について、市民のみなさんが日常生活を通して感じる満足度や今後のまちづくりの重要度の調査結果から、市民のニーズを分析しました。

【重要政策課題(重点改善分野)】(改善ニーズの高い上位5項目)

- 雇用の安定と創出
- 企業誘致の推進
- 認知症高齢者対策の推進
- 商業の活性化
- 観光客の誘致

施策別の満足度・重要度の分布

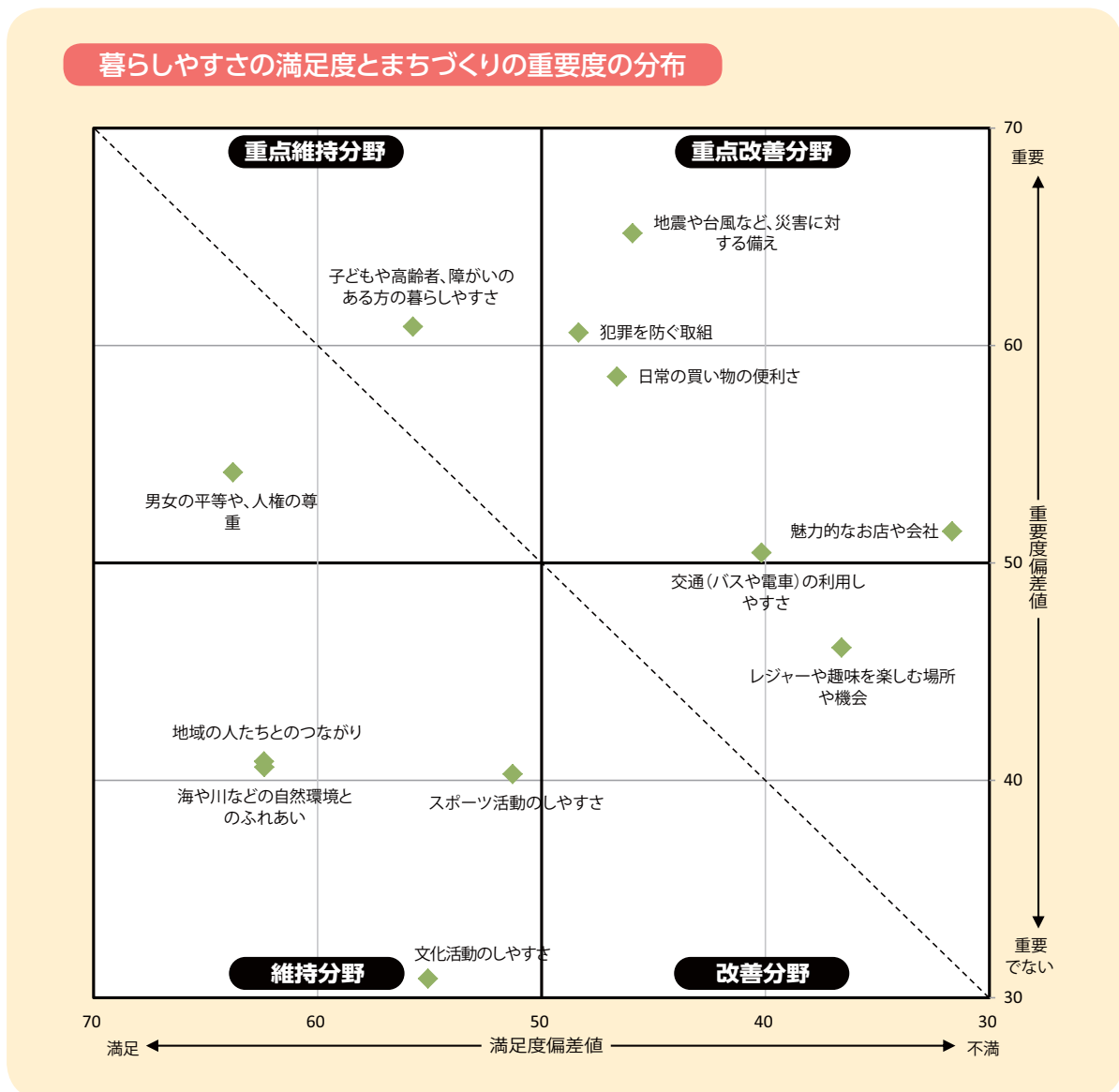


(2) 中学生アンケート調査結果

次世代を担う中学生の目を通して見た米子市の現状や課題などを把握するため、平成26（2014）年9月に、中学生アンケート（市内13中学校に通学する中学3年生、うち1校は2年生）を実施（回収数1,391件、回収率93.0%）し、中学生が日常生活を通して感じる米子市での暮らしやすさの満足度と今後のまちづくりの重要度の調査結果から、中学生のニーズを分析しました。

【暮らしやすさの課題（重点改善分野）】（ニーズの高い上位5項目）

- 地震や台風など、災害に対する備え
- 魅力的なお店や会社
- 日常の買い物の便利さ
- 犯罪を防ぐ取組
- 交通（バスや電車）の利用しやすさ



8 まちづくりワークショップの実施

平成26（2014）年8月から9月に、まちづくりワークショップ「よなご未来カフェ」を実施し、「10年後の米子市が、住みやすく元気なまちであるために、必要なことは？」を共通テーマに、まちづくりの分野・テーマごとに意見交換を行い、まちづくりの方向性について提言をいただきました。

参加者からいただいた主な提言は、次のとおりです。

健康（保健・医療） 福祉

防災 市民自治活動

- 生涯健康で暮らせる地域社会づくり
- 子どもが健康に成長できる環境の整備
- 長期的視点に立った福祉施策
- 地域福祉活動の充実
- 子育て支援メニューの充実
- 障がい者に配慮したまちづくり
- 地域の防災力強化
- 災害時の要支援者への取組の充実
- 災害発生時の具体的行動の啓発
- 自治会活動やまちづくりへの参加意識の醸成と活動リーダーの育成

教育 文化 スポーツ 人権

- 人権教育や啓発機会の拡充
- 人権を尊重したまちづくりへの理解
- 文化活動の発表機会と場づくり
- 市民文化共有のしくみづくり
- 伝統文化を学ぶ機会の拡充
- スポーツ設備の充実
- 優れたスポーツ指導者の確保と育成
- 身近でスポーツに親しめる環境づくり
- ふるさとに誇りをもつ郷土教育の充実
- キャリア教育の充実
- 自然環境をいかした教育プログラム
- 世代間交流による教育の拡充
- 女性が活躍できる地域社会づくり
- 正しい性差の認識に基づく人材活用
- 地域や職場での男女共同参画推進

農林水産業・商・工業 企業誘致

雇用 観光 交通体系 交流連携

- 地域で連携した6次産業化の促進
- 消費者と生産者の交流連携
- 子どもの食農教育
- 休耕田対策と担い手対策
- 体験価値（モノでなくコト）の製品化
- 個性ある商店街の振興とにぎわいづくり
- 米子独自の産業分野の開発
- 若者、女性、Uターン者の意見を取り入れた起業環境づくり
- 観光リピーター創出対策
- 自然体験型プログラムやテーマ性のある着地型観光の充実
- 広域的なインバウンド対策

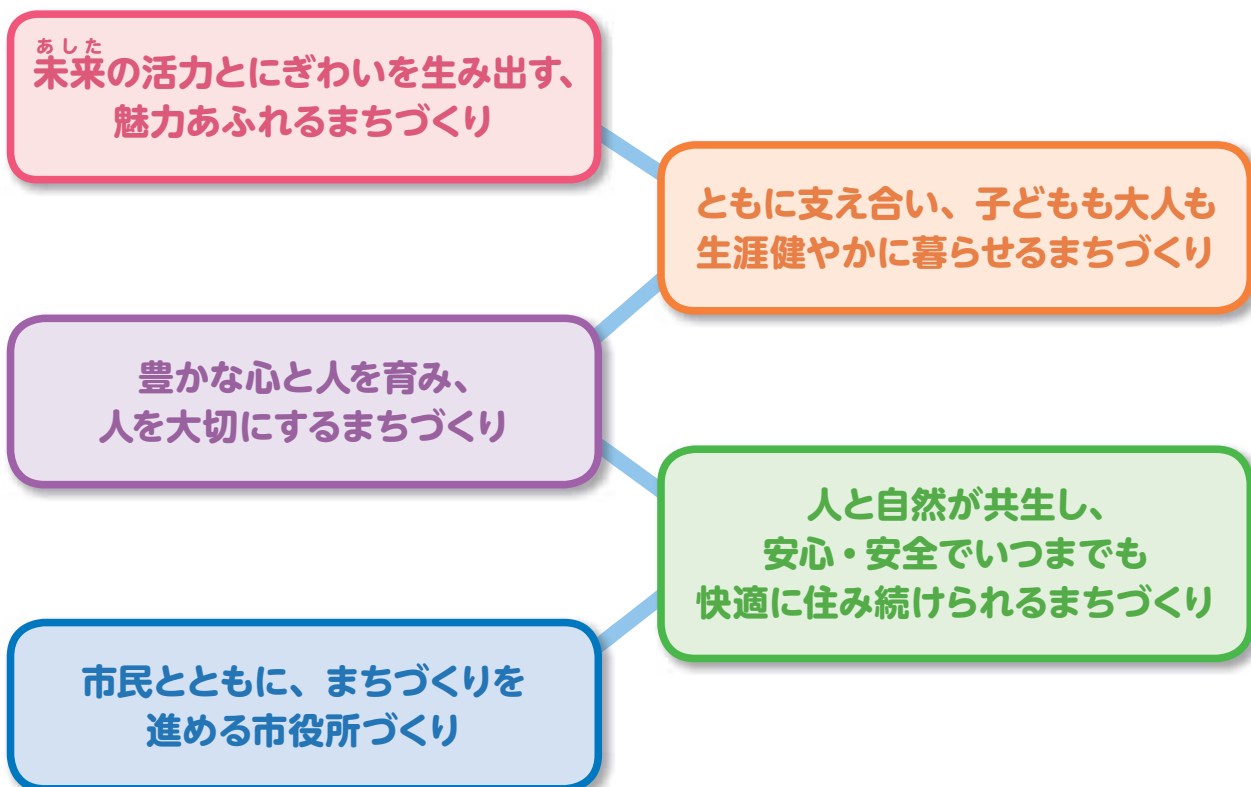
景観・緑地整備 上下水道

ごみ対策・省資源 環境保全

- 市民の利用ニーズに合った公園活用
- エリアやランドマークを意識した景観形成
- 米子駅南北をつなぐ通路整備
- おいしい水道水とその活用
- 親水空間の整備
- 水辺のスポーツ振興
- リサイクルと分別意識の醸成
- 幼児期からの環境保全啓発
- 希少な自然環境や生態系の保全と活用
- 良好な大山の伏流水の保全

9 まちづくりの課題

時代の潮流・背景から見えてくる課題や市民アンケート、まちづくりワークショップなどから読み取れる市民意識の傾向などを踏まえながら、本市のまちづくりの課題を次のとおり整理します。



(1) ^{あした}未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり

人口減少のいっそうの進展が予測されるなか、本市においても、人口減少に伴う諸課題を克服し、持続可能な地域社会を形成するため、地域の特性をいかした産業振興や新たなにぎわいの創出などによる経済の活性化を進め、定住人口や交流人口の増加につながる魅力あふれるまちづくりが求められています。

そのためには、商・工業や観光、農林水産業などのさまざまな分野での産業振興や、中心市街地の活性化、新たな産業の創出、企業立地の促進、雇用環境の整備などによって地域経済の活性化を図るとともに、移住定住の促進や全国でも比較優位性の高い医療などの地域情報の発信に努め、人が集い、未来（あした）の活力を生み出すまちの基盤づくりを進めることが必要です。

(2) ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり

少子高齢化の急速な進行が予測されるなか、本市においても、少子化対策や高齢社会への対応などに対する市民の関心は高く、出産・子育て支援の強化や福祉・保健・医療の充実など、子どもから高齢者まで、すべての市民がともに支え合い、生涯健やかに暮らせるまちづくりが求められています。

そのためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であって、ライフステージ^①のさまざまな場面で、子育て支援や高齢者施策などの市民ニーズに的確に対応した行政サービスが得られるとともに、住みなれた地域で人と人とが支え合い、生涯いきいきと暮らせる社会の形成を図っていくことが必要です。

(3) 豊かな心と人を育み、人を大切にすまちづくり

個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民一人ひとりが、自分らしく心豊かに、充実した人生を送ることができ、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるまちづくりが求められています。

そのためには、教育環境の充実を図ることによって、次代を担う人材を育み、文化・スポーツなどを通じて、全てのライフステージにおいて主体的に学び、自己を高めるとともに、人権を尊重し、男女共同参画を推進する取組を進めることによって、豊かな人生を送ることができる社会の構築を図っていくことが必要です。

(4) 人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり

大規模自然災害の発生などにより、本市においても、防災対策や危機管理体制の強化、自然環境の保全、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進などに対する市民の関心は高く、機能的で魅力あふれる都市基盤の整備などを推進する一方で、人と自然が調和し、安心・安全で快適な、住みよいまちづくりが求められています。

そのためには、本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境の保全と利活用に努め、資源循環型の地域社会を形成することによって、地球環境と共生する生活への転換を図り、機能的で持続可能な都市基盤の構築を推進し、安心・安全で快適に住み続けられる社会環境の整備に取り組んでいくことが必要です。

(5) 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

基本構想に描いたまちづくりを着実に推進するためには、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえ、さまざまな行政課題に対し、市民と行政が確かな信頼関係を築き、まちづくりを推進することができる市政の運営が必要です。

そのためには、透明で開かれた市政の推進や、効率的で効果的な行政運営、持続可能な行財政基盤の構築、次代を担う人材の育成と職員の意識改革などを進めるとともに、市民と行政の適切な役割分担のもと、お互いに責任をもちながら連携・協力し、まちづくりを推進することができる市政運営に努めます。



①人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと。家族については、新婚期・育児期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。